

◎「教育委員会所管」

問 学校給食納入業者支援助成金に関する納入業者数と助成の対象は。

稲田委員

答 納入業者は個人業者も含め34社。町内外を問わず、対象期間中に納入業者として契約した業者は対象となる。

問 助成の対象となる損失の基準は。

住田委員

答 対象となる経費は、業者に発注したが、その発注を取り消したため、業者が廃棄した額や、発注取消分を転売した場合に、本来受け取るはずであった金額との差額を損失として助成する。

問 一業者当たりの補填費用の計算方法と、助成金300万円の予算上の根拠は。

田中委員

答 業者ごとに発注した額を基に廃棄した額と、転売した差額を計算する。業者により発注数が異なるので様々な金額となる。

予算計上した金額は、あくまでも概算で、ひと

月当たりの食材納入に係る契約額が約1100万円あり、何社かに聞いたところ損失はそれほど高

額ではなかったため、10%程度を損失と見込み、月100万円を計上した。

問 業者を守る観点から、もつと手厚いサポートが必要ではないか。業者は納得しているのか。

村井委員

答 この補助制度は発注取消により、納入業者に損失が出た部分を補助するものであり、国の補助の考え方が廃棄分と損失差額分という考え方であるため、それに応じた形としている。業者の話では特に切迫した状況ではなかったため、納得してもらえらると思う。

(全会一致で可決)

特別会計

議案第63号

国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

要旨

人事異動に伴う人件費と、システムの作業等の委託料の増額

(全会一致で可決)

議案第64号

後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

要旨

人事異動に伴う人件費の減額と、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料還付金の増額

(全会一致で可決)

議案第65号

介護保険特別会計補正予算(第2号)

要旨

保険課所管分は、人事異動に伴う人件費の減額と、低所得者に対する軽減強化による歳入補正

介護サービス事業勘

定の歳出は、人事異動に伴う人件費の増額で、歳入は介護予防支援サービス計画費収入の増額

(全会一致で可決)

令和2年 6月補正予算概要(一般会計)

(単位:千円)

項目	特例交付金	地方譲与税	分担金負担金	国庫支出金	県支出金	繰入金	繰越金	諸収入	町債	歳入補正合計
○歳入補正額	0	1,279	2,136	95,338	4,246	0	99,03	5,020	74,800	192,722

○歳出補正額

科目	補正前	6月補正額	6月補正後	補正額財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
議会費	131,562	-10,935	120,627				-10,935
総務費	4,263,822	10,808	4,274,630			3,800	7,008
民生費	4,221,419	37,133	4,258,552	11,772	800		24,561
衛生費	948,464	-28,349	920,115				-28,349
農林水産業費	197,748	3,515	201,263	362	900	2,636	-383
商工費	196,415	-9,511	186,904				-9,481
土木費	897,458	179,910	1,077,368	87,450	73,100		19,360
消防費	574,642	251	574,893				251
教育費	1,863,357	8,621	1,871,978			750	7,871
災害復旧費	1	0	1				
公債費	1,050,671	0	1,050,671				
諸支出金	4,301	1,279	5,580				1,279
予備費	28,441		28,441				
合計	14,378,301	192,722	14,571,023	99,584	74,800	7,156	11,182
財源比率		100%		52%	39%	4%	6%